

日時：令和2年10月26日 10:30～11:15

場所：Web会議による

## 第2回 佐波川流域治水協議会

### 議 事 次 第

1. はじめに

趣旨説明：流域治水プロジェクトについて

2. 議事

- (1) 佐波川水系流域治水プロジェクト（中間とりまとめ）について
- (2) 関係機関の情報共有並びに意見交換
- (3) 今後のスケジュール

3. 閉会挨拶

【配付資料】

次第、出席者名簿

資料－1 「佐波川水系流域治水協議会」規約

資料－2 流域治水プロジェクトについて

資料－3 佐波川水系流域治水プロジェクト（中間とりまとめ）

資料－4 今後のスケジュール



## 佐波川流域治水協議会 規約

### 第 1 条 名 称

本協議会は、「佐波川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

### 第 2 条 目 的

本協議会は、気候変動による近年の頻発する激甚な水害に備え、流域全体で水害被害を軽減させる「流域治水」対策を、佐波川流域において計画的に推進するための協議・情報共有を目的とする。

### 第 3 条 協議会の構成

1. 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。
2. 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3. 協議会は、第 1 項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。

### 第 4 条 幹事会の構成

1. 協議会に幹事会を置く。
2. 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。
3. 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4. 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、流域治水の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5. 幹事会は、第 2 項によるもののほか、必要に応じて幹事以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。

### 第 5 条 協議会の実施事項

協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1. 佐波川流域で行う流域治水の全体像を検討・共有。
2. 河川に関する対策、流域における対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
3. 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
4. その他、流域治水に関して必要な事項

### 第 6 条 会議の公開

1. 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。  
ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
2. 幹事会は原則非公開とする。

### 第 7 条 協議会資料等の公表

協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

## 第 8 条 事務局

1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、中国地方整備局山口河川国道事務所 河川管理課で行う。

## 第 9 条 雑 則

この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

## 第 10 条 附 則

本規約は、令和 2年 8月27日から施行する。

## 別表1（委員）

山口市長  
防府市長  
周南市長  
山口県土木建築部長  
国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長

## 別表2（幹事）

山口市都市整備部道路河川建設課長  
山口市上下水道局下水道整備課長  
山口市徳地総合支所土木課長  
防府市土木都市建設部河川港湾課長  
防府市土木都市建設部都市計画課長  
防府市産業振興部農林漁港整備課長  
防府市上下水道局下水道課長  
周南市建設部河川港湾課長  
周南市都市整備部都市政策課長  
周南市総務部防災危機管理課長  
山口県土木建築部河川課長  
山口県土木建築部都市計画課長  
国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所副所長

# 流域治水プロジェクトについて

---

第2回 佐波川流域治水協議会  
令和2年10月

# 気候変動の影響と脆弱な国土条件

- 令和元年東日本台風での広範囲にわたる記録的な大雨など、近年、**毎年必ず大規模な自然災害が発生**。
- 氾濫危険水位を超過した河川数が近年5倍強となるなど、**気候変動の影響が顕在化**。

## ■ 毎年必ず大規模な自然災害が発生

平成27  
～  
29年

平成27年9月関東・東北豪雨



① 鬼怒川の堤防決壊による浸水被害 (茨城県常総市)

平成28年8月台風10号



② 小本川の氾濫による浸水被害 (岩手県岩泉町)

平成29年7月九州北部豪雨



③ 桂川における浸水被害 (福岡県朝倉市)

平成30年

7月豪雨



④ 小田川における浸水被害 (岡山県倉敷市)

---

令和元年

8月前線に伴う大雨



⑤ 六角川周辺における浸水被害状況 (佐賀県大町町)

東日本台風



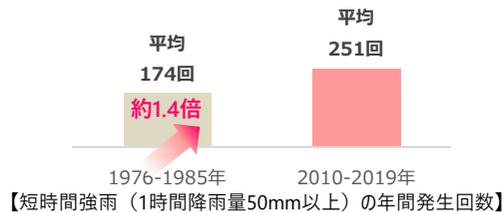
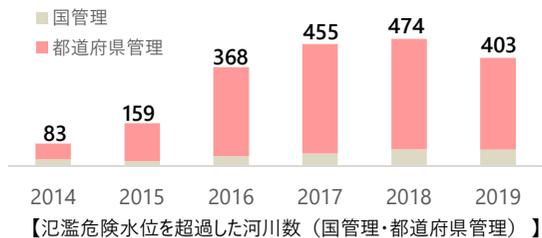
⑥ 千曲川における浸水被害状況 (長野県長野市)



## ■ 気候変動による自然災害の頻発・激甚化

- **氾濫危険水位を超過した河川数は、増加傾向。**
- **短時間強雨の発生頻度が直近30～40年間で約1.4倍に拡大。**

※ 令和元年東日本台風では、103もの地点で24時間降水量が観測史上1位の値を更新。



- 国土交通省の総力を挙げて、抜本的かつ総合的な防災・減災対策の確立を目指すため、「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト ～いのちとくらしをまもる防災減災～」を立ち上げ。
- 国土交通大臣を本部長とする「国土交通省防災・減災対策本部」を設置し、プロジェクトを強力かつ総合的に推進。

・以下のテーマについて、オール国交省として検討を推進。

全体とりまとめ

積極的な情報発信

①気候変動や切迫する地震災害等に対応したハード・ソフト対策のあり方 等

②防災・減災のためのすまい方や土地利用のあり方 等

③交通分野の防災・減災対策のあり方

④防災・減災のための長期的な国土・地域づくりのあり方

## 「防災・減災」が主流となる社会の実現に向けた対策の基本的な考え方

- 国民の視点に立った、わかりやすい、抜本的かつ総合的な防災・減災対策を推進（**国民目線**）
- 河川、道路、港湾、鉄道等の分野別の取組(ハード・ソフト)に横串を刺し、平時から非常時、復旧・復興時に至るすべての時間軸で、国土交通省の強みである現場力を活かしながら、国・県・市、企業・住民連携を強化（**手段・主体・時間軸の3つの総力**）

## 総力戦で挑む防災・減災プロジェクト 主要施策

あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換

# あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換

いのちと暮らしをまもる  
防 災 減 災

- 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取組む社会を構築する必要
- 河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者※により流域全体で行う「流域治水」へ転換する※国・都道府県・市町村・企業・住民等

**課題**

- ・気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取組む社会を構築する必要
- ・行政が行う防災対策を国民にわかりやすく示すことが必要

**対応**

- ・河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換
- ・令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7水系の「緊急治水対策プロジェクト」と同様に、全国の1級水系でも、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像「流域治水プロジェクト」を示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速【全国の1級水系を対象に、夏頃までに中間とりまとめを行い、令和2年度中にプロジェクトを策定】

## ■「流域治水」への転換

- ・「流域治水」へ転換し、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を総合的かつ多層的に推進  
【これらの取組を円滑に進めるため、河川関連法制の見直しなど必要な施策を速やかに措置】

### ① 氾濫をできるだけ防ぐ

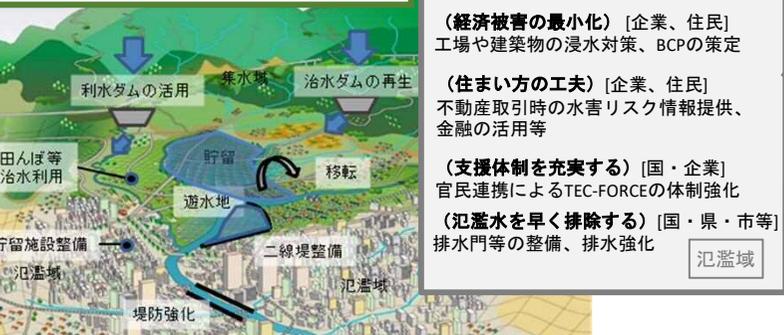
（ためる、しみこませる）[県・市、企業、住民]  
雨水貯留浸透施設の整備、田んぼやため池等の治水利用  
※グリーンインフラ関係施策と併せて推進

（よりリスクの低いエリアへ誘導）  
土地利用規制、移転促進、金融による誘導の検討等 [市、企業、住民]  
（被害範囲を減らす）  
二線堤等の整備[市]

（土地のリスク情報の充実）[国・県]  
水災害リスク情報の空白地帯解消等  
（避難体制を強化する）[国・県・市]  
河川水位等の長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握  
（経済被害の最小化）[企業、住民]  
工場や建築物の浸水対策、BCPの策定

（住まい方の工夫）[企業、住民]  
不動産取引時の水害リスク情報提供、金融の活用等  
（支援体制を充実する）[国・企業]  
官民連携によるTEC-FORCEの体制強化  
（氾濫水を早く排除する）[国・県・市等]  
排水門等の整備、排水強化

（ためる）  
河川区域  
[国・県・市、利水者]  
利水ダム等において貯留水を事前に放流し水害対策に活用  
遊水地等の整備・活用[国・県・市]  
（安全に流す）[国・県・市]  
河床掘削、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備  
（氾濫水を減らす）[国・県]  
「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等



### グリーンインフラの活用

自然環境が有する多様な機能を活用し、雨水の貯留・浸透を促進



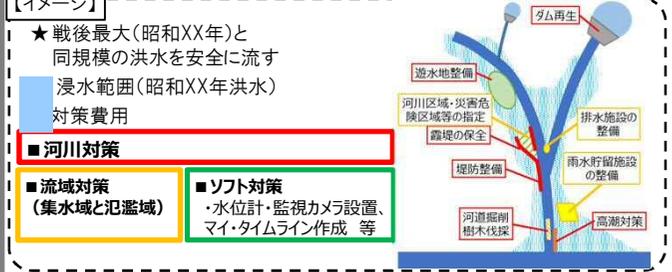
雨庭の整備（京都市）

※県：都道府県、市：市町村を示す  
[ ]内は想定される対策実施主体を示す

## ■流域治水プロジェクト

- 全国の1級水系において、河川対策、流域対策、ソフト対策からなる流域治水の全体像をとりまとめ、国民にわかりやすく提示
- ・戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施内容※等をベースに、夏頃までに関係者が実施する取組を地域で中間的にとりまとめ、早急に実施すべき流域治水プロジェクトを令和2年度中に策定

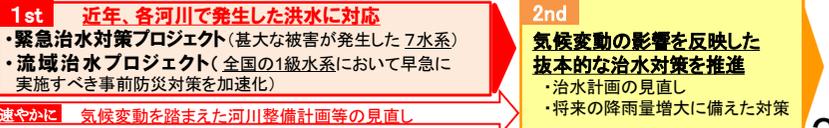
※現行計画では、国管理河川で約7兆円の事業を実施中



## ■利水ダムの治水活用

- ・全国の1級水系（ダムがある99水系）毎に事前放流等を含む治水協定を締結し、新たな運用を開始【令和2年出水期から】
- ・2級水系についても同様の取組を順次展開

## （今後の水害対策の進め方）



# 佐波川水系流域治水プロジェクト

第2回 佐波川流域治水協議会  
令和2年10月

# 佐波川水系流域治水プロジェクト【中間とりまとめ（令和2年9月17日時点）】

～幸せますのまちの母なる川と共存を目指した流域治水対策の推進～

○令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、佐波川水系においても流域全体で事前防災対策を進めることとし、以下の取り組みを実施していく。国管理区間の下流区間においては、堤防が決壊し、流域で甚大な被害が発生した戦後最大の昭和26年7月洪水と同規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。

## ■河川における対策

対策内容 河道掘削、堤防整備、支川処理  
橋梁架替 固定堰の改築、防潮堤 等

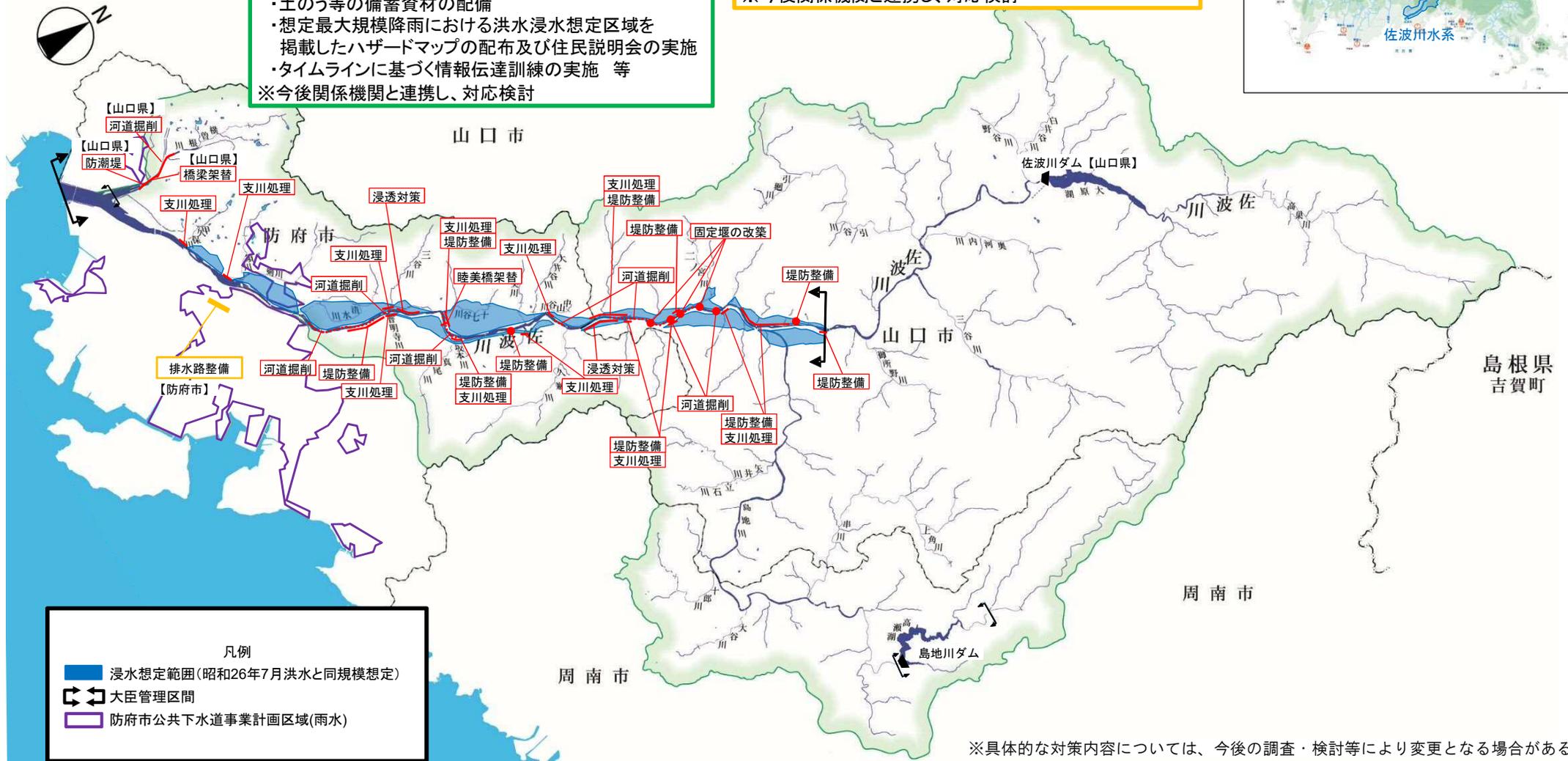
## ■ソフト対策

・土のう等の備蓄資材の配備  
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を掲載したハザードマップの配布及び住民説明会の実施  
・タイムラインに基づく情報伝達訓練の実施 等  
※今後関係機関と連携し、対応検討

## ■流域における対策

・下水道等の排水施設の整備  
・雨水流出抑制施設設置補助制度の利用促進  
・既存ダムにおける事前放流等の実施、体制構築  
（関係者：国、山口県） 等  
※今後関係機関と連携し、対応検討

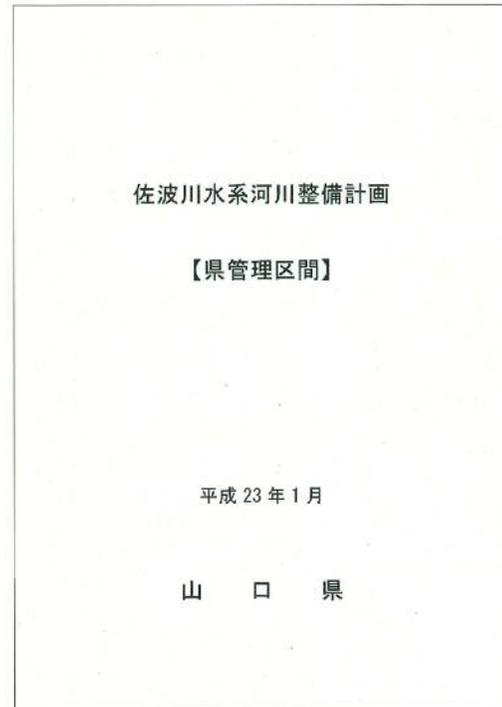
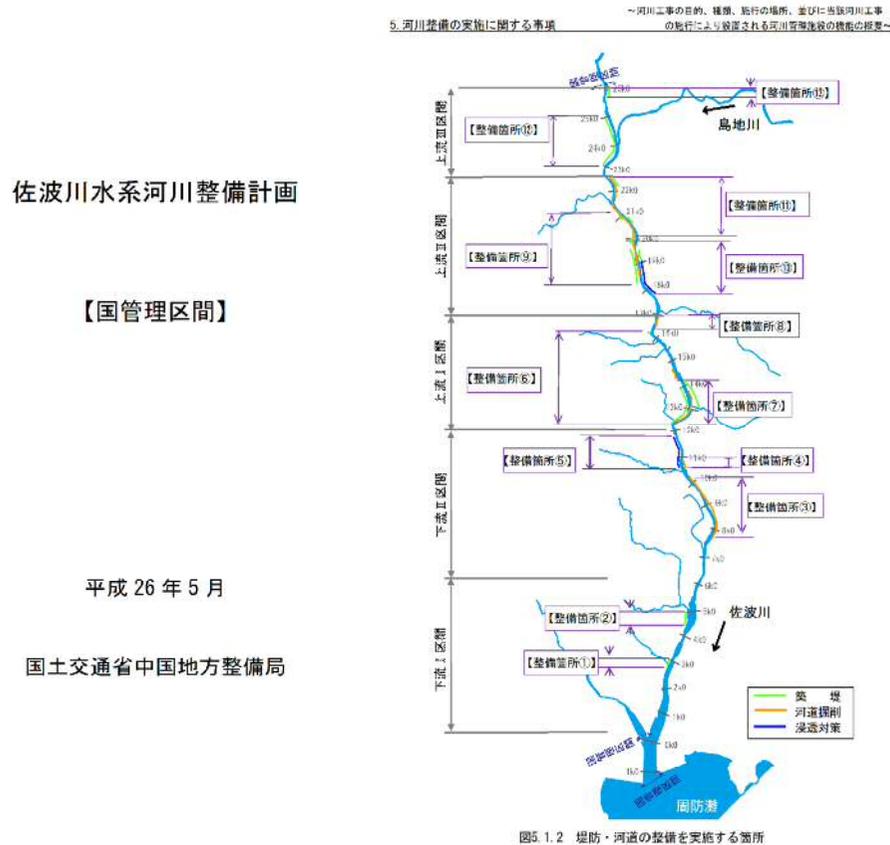
## 【位置図】



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

## 河川整備計画に基づく事業促進

国・県それぞれの管理区間において河川整備計画に基づき事業を実施。



### 3.1.3 横曽根川の高潮対策

#### (1) 目的

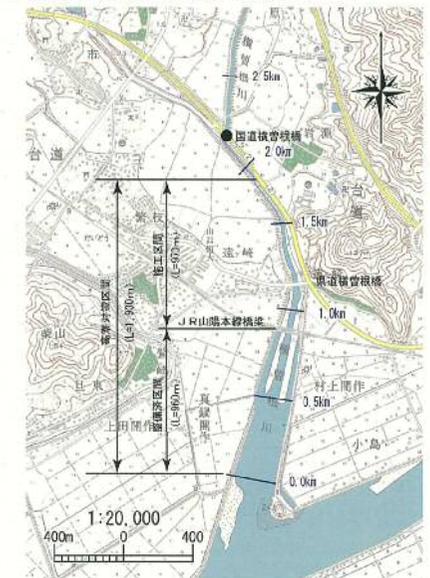
横曽根川の高潮対策は、平成 11 年 18 号台風が横曽根川によって最も危険となるバードを通過した場合に想定される高潮位に対して、高潮防壁を整備し、浸水を防止あるいは軽減します。

#### (2) 場所

表 3.1.2 高潮対策の整備箇所

河川名	施工区間	施工延長	計画堤防高 (T.P.m)	実施内容
横曽根川	JR山島本線橋梁～ 国道横曽根橋下流より約 290m	約 970m	5.00～4.50	高潮堤防整備

注) T.P. : 東京湾中等潮位 (2000 年以前の測地結果による表示)



## ■下水道等の排水施設の整備

防府市公共下水道事業計画に基づき排水路の整備を促進



## ■雨水流出抑制施設設置補助制度の利用促進

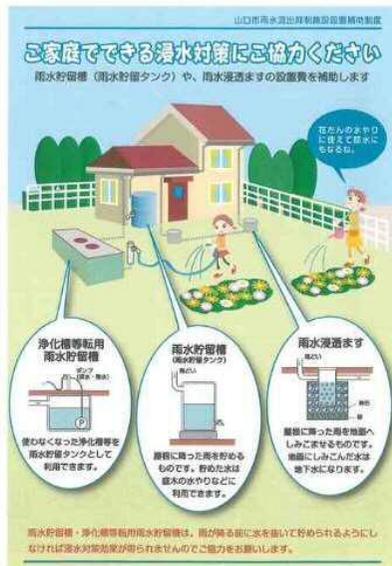
浸水被害の軽減を図ることを目的に雨水の流出を抑制する対策の利用促進を実施。



現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらしの情報](#) > [上下水道、簡易水道](#) > [下水道](#) > [山口市雨水流出抑制施設補助制度](#)

### 山口市雨水流出抑制施設補助制度

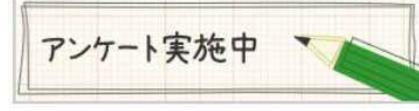
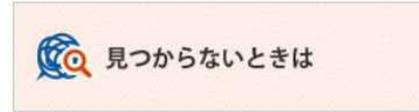
印刷用ページを表示する 掲載日：2020年4月1日更新 [Tweet](#)



令和2年度の補助金申請の受付を4月1日から開始しました。近年、局地的な集中豪雨が増加する中、都市化の進展に伴い、降雨時には一度にたくさんの雨水が水路や河川へ流れ出るようになり、浸水被害が発生しています。

山口市では、浸水被害の軽減を図るため、雨水を貯めたり地下に浸透させることで雨水の流出を抑制する取り組みを進めており、各ご家庭において、雨水貯留タンクや雨水浸透ますを設置される方を対象にその経費の一部を補助しています。

※雨水貯留タンクに貯めた雨水は庭木の水やりなどに利用できます。また、雨が降る前には水を抜いて貯められるようご協力をお願いします。



## ■既存ダムにおける事前放流等の実施、体制構築

- ◆ 緊急時において利水ダムを含む既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（令和元年12月）」
- ◆ 中国地方の一級水系では**全ての既存ダム（102ダム）**を対象に**治水協定を令和2年5月29日までに締結**
- ◆ 令和2年の出水期から新たな運用を開始。

### 【現状と課題】

- ・全国の稼働中のダム1,460箇所
- ・有効貯水容量は約180億m<sup>3</sup>
- ・洪水調節のための貯水容量は約3割（約54億m<sup>3</sup>）
- ・利水容量の洪水調節への活用が今後の課題

水系	ダム数	有効貯水容量 (百万m <sup>3</sup> )	利水容量 (百万m <sup>3</sup> )	洪水調節容量 (百万m <sup>3</sup> )
1級	947	15,097	10,602	4,495
2級	513	2,967	2,068	899
合計	1,460	18,064	12,670	5,394 《0.3》

《 》：有効貯水容量に占める割合

### 【現在の状況】

#### (1) 治水協定の締結

管内12の一級水系を対象に、水系毎に事前放流の実施方針等を定めた治水協定を5月29日に締結。

#### (2) 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備

各ダムのリアルタイムデータを国土交通省（地方整備局等）に集約し、適宜関係者間で共有。

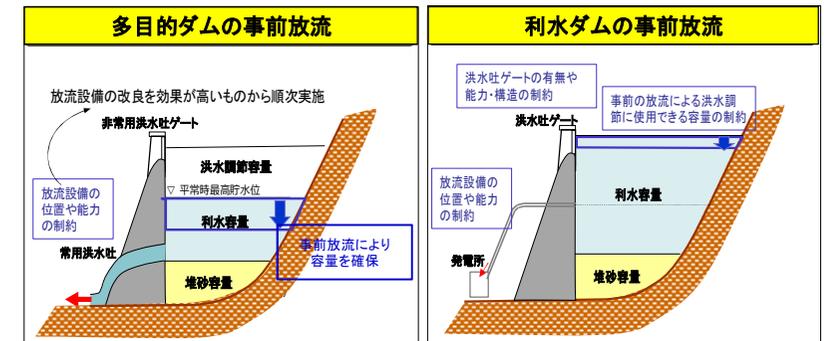
#### (3) 工程表の作成

ソフト対策及びハード対策（放流施設の増強等）を有効に組み合わせた工程表を、水系毎に作成済み。

凡例	
国管理ダム（11ダム）	▲
県管理ダム（26ダム）	▼
利水ダム（65ダム）	△
中国地方 計102ダム	

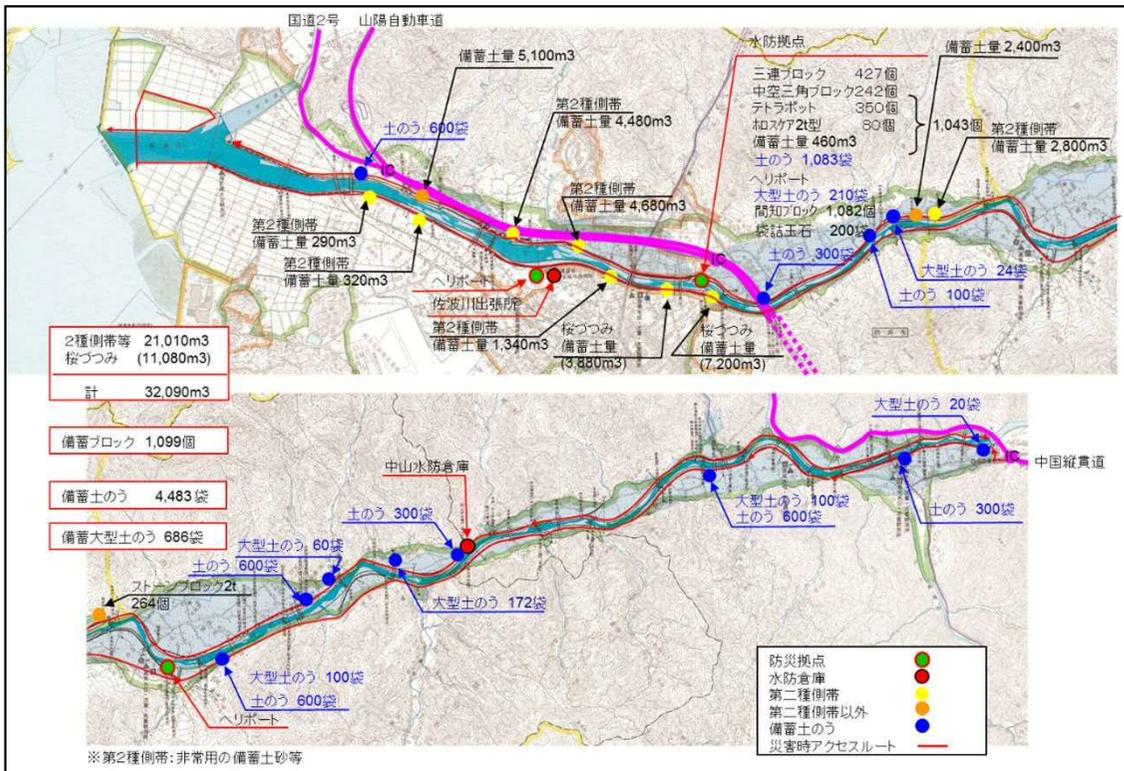


※高津川水系は既存ダムがないため、対象外



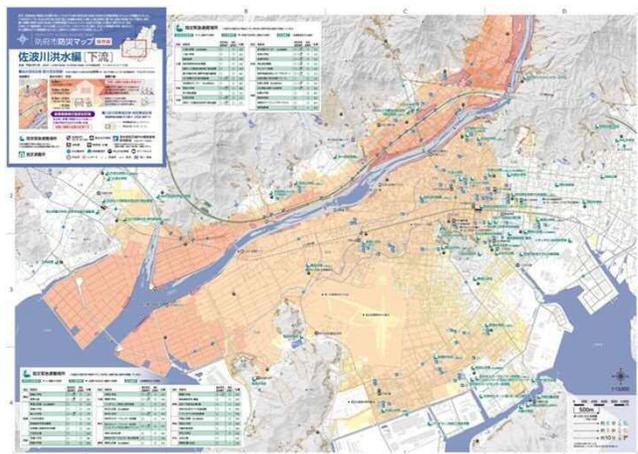
## ■土のう等備蓄資材の配備

土のう等の水防備蓄資材を配備し、浸水に備える対策を実施。

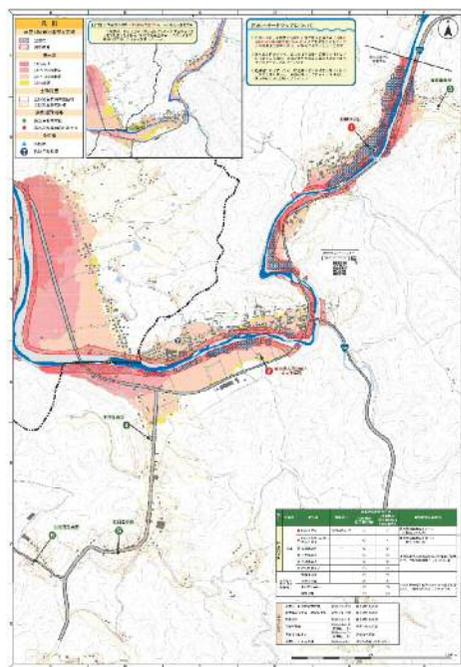


## ■想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を掲載したハザードマップの配布及び住民説明会の実施

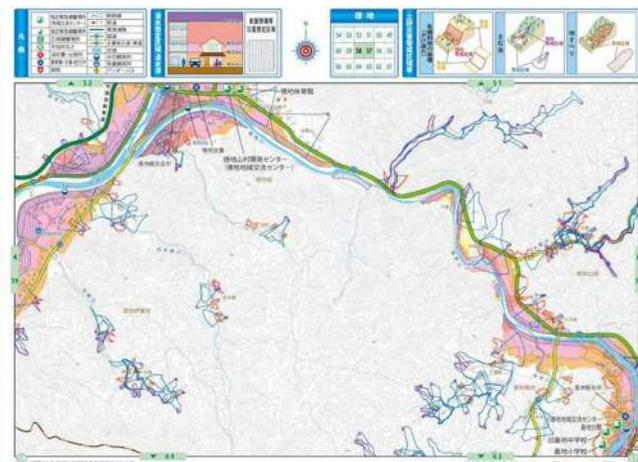
浸水想定区域図に基づきハザードマップを作成。適宜住民説明会を実施。



防府市ハザードマップ



周南市ハザードマップ



山口市ハザードマップ



住民説明会の状況





# 今後のスケジュール

---

第2回 佐波川流域治水協議会  
令和2年10月

令和2年8月27日

協議会設立

協議会設立(書面確認・承認)



各機関の施策抽出

令和2年9月17日

第1回協議会

各機関の取組共有  
プロジェクト(中間とりまとめ)の承認



公表



令和2年10月26日

第2回協議会

各機関の情報共有・意見交換



各機関の施策検討・抽出

令和3年1~3月

第3回協議会

各機関の取組共有  
R2プロジェクトの承認



公表



フォローアップ